

身体拘束廃止に関する指針

一般社団法人 HAP

令和4年4月1日

1.基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

身体拘束に該当する行為の例

- 1.自由に動けないように車いすやベッドに縛り付ける。
- 2.利用者を自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- 3.手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- 4.行動を規制するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 5.転倒や自傷行為による怪我を防止するために、ヘッドギアを着用させる。
- 6.支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- 7.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 8.自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。
- 9.利用者の意思を無視して無理に従わせる。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準より、身体拘束の禁止について

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一条第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十一条において準用する第三十七條第六号」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十條」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

緊急やむを得ない場合の例外三原則

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をするこ

とが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

3 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

2.身体拘束廃止のための基本指針

1.身体拘束の原則禁止

当法人内の事業所においては、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止します。

2. やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止・身体拘束の適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族に説明をし、同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します

3.日常的留意事項

1.利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。

2.言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。

3.利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

4.利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止・身体拘束の適正化委員会において検討をします。

5.「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3.身体拘束廃止のための体制

虐待防止・身体拘束の適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて虐待防止・身体拘束の適正化委員会を設置します。

①設置目的

事業所内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

代表理事・管理者・児童発達支援管理責任者・第三者委員

③定期的な委員会の開催

年2回定期的に虐待防止・身体拘束の適正化委員会を開催します

4.やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

1. 虐待防止・身体拘束の適正化委員会の開催

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待防止・身体拘束の適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法等について検討し本人・家族に対し、個別支援計画書等を用いて説明します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

2.利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

3.記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得えなかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

4.拘束の解除

3の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

5.身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した療育の励行について職員教育を行います。

- 1.定期的な教育・研修（年2回）の実施
- 2.新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- 3.その他必要な教育・研修の実施

6.利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、当法人のホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

本指針は令和4年4月1日より施行します。